

桑名北高等学校いじめ防止基本方針



策定・見直し

いじめ防止委員会

【構成員】

校長、教頭、主幹教諭、教務総務主任、生徒指導主事、いじめ対策担当、保健主事、学年主任、養護教諭、教育相談コーディネーター、人権教育推進係とします。その他必要に応じて、学級担任、特別支援教育コーディネーター、心理や福祉に関する外部の専門家等を加えることとします。

- 本校「いじめ防止基本方針」の策定と見直し、校内外への発信
- いじめ防止対策年間指導計画の策定と取組評価
- 校内研修会の企画・実施
- 教育相談、いじめアンケート、教員や生徒等による情報の整理・分析・記録
- いじめの疑いがある案件への調査・事実確認・認知
- いじめ解消に向けた対応
- 配慮が必要な生徒への支援方針



年間計画等

未然防止

- 学習指導の充実
 - ・授業規律の徹底
 - ・「わかる」授業づくり
 - ・公開授業の実施
- 特別活動の充実
 - ・ホームルーム活動の充実
 - ・体験活動の充実
- 生徒会活動の充実
 - ・いじめ防止のためのあいさつ運動実施
- 人権教育の充実
 - ・人権LHRの充実
- 情報教育の充実
 - ・情報モラル指導の充実
 - ・外部講師による講演の実施
- 校内研修の実施



情報等の報告

早期発見

- 情報の収集
 - ・教員の観察、養護教諭による情報
 - ・生徒、保護者、地域からの情報
 - ・学期に1回以上のアンケート調査実施
- 教育相談体制の充実
 - ・教育相談の定期実施
 - ・スクールカウンセラーの活用
 - ・いじめ相談機関の周知
- 情報の共有
 - ・情報交換会の定期実施
 - ・管理職への報告
 - ・職員会議等での情報共有
 - ・学級担任等の教員間での申し送り



連携促進

保護者・地域との連携

- ・本校「いじめ防止基本方針」の周知
- ・PTA活動の充実
- ・学年、学校だよりの発行
- ・保護者会の定期開催
- ・地域の会議、行事への参加
- ・インターンシップの実施
- ・学校関係者評価委員の委嘱
- ・学校行事への招待

等

教育委員会との連携

- ・いじめ事案の報告
- ・人的支援の要請

等

関係機関との連携

- ・学校警察連絡協議会への参加
- ・児童相談所との連携
- ・市町福祉部局との連携

等

※いじめ発生時の対応については別紙4を参照